

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

平成 2 1 年度 (第 5 期事業年度)

業務実績評価シート

委員名：

独立行政法人通則法第 3 2 条第 1 項及び独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第 5 条第 1 項の規定により、平成 2 1 事業年度における独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）の概況及び事業の実施状況等を次のとおり報告する。

（概況）

1 目的

機構は、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（以下「国民年金法等改正法」という。）第 7 条の規定による改正前の厚生年金保険法第 7 9 条又は国民年金法等改正法第 3 条の規定による改正前の国民年金法第 7 4 条の施設及び健康保険法第 1 5 0 条第 1 項又は第 2 項の事業の用に供していた施設であって厚生労働大臣が定めるもの（以下「年金福祉施設等」と総称する。）の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資する。

2 業務

- (1) 年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うこと。
- (2) 年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うまでの間、年金福祉施設等の運営及び管理を行うこと。
- (3) 上記業務に附帯する業務を行うこと。

3 事務所の所在地

- (1) 主たる事務所
千葉県船橋市海神町西 1 丁目 1 0 4 2 番 2 号
- (2) 従たる事務所
東京都中央区日本橋本町 4 丁目 8 番 1 6 号

4 資本金の状況

（平成 2 1 年度末）

1 4 3， 2 8 4， 4 3 8， 8 9 1 円（全額政府出資金）

（内訳）	厚生年金勘定	6 1， 6 0 0， 2 7 2， 5 4 6 円
	国民年金勘定	7， 7 2 2， 4 6 6， 6 3 2 円
	健康保険勘定	7 3， 9 6 1， 6 9 9， 7 1 3 円

5 沿革その他の概要

(1) 沿革

平成 1 7 年 1 0 月 1 日 機構設立

(2) 設立根拠法

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成 1 7 年法律第 7 1 号）

6 役員の状況

(1) 定数（平成 2 2 年 3 月 3 1 日現在）

役員 4 名 （理事長 1 名、理事 1 名、監事 2 名）

(2) 役員の氏名、役職及び職歴

氏 名	役 職	職 歴
水島 藤一郎	理事長	（前）（株）三井住友銀行顧問
柏木 慶永	理事（非常勤）	（前）日刊工業新聞社 執行役員
中川 幹也	監事（非常勤）	公認会計士
永松 東興	監事（非常勤）	（株）フカダ・アント・パートナーズ 取締役

平成 2 1 年度評価項目【目次】

評価区分	2 1 年度計画記載項目	頁
評価シート（１） （効率的な業務運営体制の確立）	第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	3
	1.効率的な業務運営体制の確立	3
	（１）外部委託の活用	4
	（２）施設の運営委託	4
評価シート（２） （業務管理の充実）	第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	7
	2.業務管理の充実	7
	（１）情報管理体制の確立	7
	（２）進捗管理の徹底	7
	（３）事業リスクの把握・管理	7
評価シート（３） （業務運営の効率化に伴う経費削減）	第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	9
	3.業務運営の効率化に伴う経費節減	9
	（１）一般管理費（人件費を除く。）	9
	（２）業務経費	9
	（３）役職員の給与	9
評価シート（４） （各施設の経営状況等の把握、機構の業務内容に関する地方公共団体への説明）	第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	1 3
	1.各施設の経営状況等の把握	1 3
	2.機構の業務内容に関する地方公共団体への説明	1 3
評価シート（５） （年金福祉施設等の譲渡又は廃止）	第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	1 5
	3.年金福祉施設等の譲渡又は廃止	1 5
	（１）譲渡施設の選定及び譲渡時期	1 5
	（２）契約方法	1 6
	（３）譲渡条件	1 6
	（４）譲渡価格	1 6
	（５）譲渡の対価の支払方法	1 7
	（６）老人ホーム入居者への配慮	1 7
	（７）委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮	1 7
	（８）地方公共団体との相談	1 7
	（９）社会保険浜松病院の譲渡	1 7

評価区分	2 1 年度計画記載項目	頁
評価シート（６） （年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全）	第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	2 1
	4.年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全	2 1
	（１）運営に当たっての基本方針	2 1
	（２）施設の管理	2 1
	（３）運営の停止等	2 1
評価シート（７） （買受需要の把握及び開拓）	第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	2 3
	5.買受需要の把握及び開拓	2 3
評価シート（８） （情報の提供）	第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	2 5
	6.情報の提供	2 5
	（１）機構の運営状況に関する情報提供	2 5
	（２）譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供	2 5
	（３）年金福祉施設等の運営に関する情報提供	2 5
評価シート（９） （予算、収支計画及び資金計画 短期借入金の限度額）	第 3 予算、収支計画及び資金計画	2 7
	第 4 短期借入金の限度額	2 7
	第 5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	2 7
	第 6 剰余金の使途	2 7
評価シート（１０） （人事に関する計画）	第 7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	2 9
	1.人事に関する計画	2 9
	2.施設及び設備に関する計画	2 9
評価シート（１１） （国庫納付金に関する事項）	第 7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	3 0
	3.国庫納付金に関する事項	3 0
評価シート（１２） （外部の有識者からなる機関に関する事項）	第 7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	3 1
	4.譲渡業務諮問委員会に関する事項	3 1
評価シート（１３） （機構の保有する個人情報の保護に関する事項）	第 7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	3 2
	5.保有する個人情報の保護に関する事項	3 2
評価シート（１４） （終身利用型老人ホームの譲渡に関する事項）	第 7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	3 3
	6.終身利用型老人ホームの譲渡に関する事項	3 3

評価シート（１）

中期目標	中期計画	平成２１年度計画	平成２１年度の業務の実績																																																												
第２ 業務運営の効率化に関する事項 独立行政法人として設立する趣旨を十分に踏まえ、機構に期待される社会的使命を果たすことができるよう、効率的な業務運営体制を確立するとともに、併せて業務管理の充実を図ること。 １ 効率的な業務運営体制の確立 組織編成・人員配置については、民間の知見を最大限活用できる体制を採りつつ、自ら業績評価を行って見直しを図り、常に実情に即した効率的な業務運営体制を確立すること。	第１ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 独立行政法人として設立する趣旨を十分に踏まえ、機構に期待される社会的使命を果たすことができるよう、効率的な業務運営体制を確立するとともに、併せて業務管理の充実を図る。 １ 効率的な業務運営体制の確立 施設譲渡又は廃止が進む過程において、業務遂行上必要な組織編成及び人員配置が変化することが想定されるため、専門家の知見を最大限活用できる体制を維持しつつ、常に、業務の外部委託も含め、必要な見直しを行い、実情に即した効率的な業務運営体制を確立する。	第１ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 中期計画の５年度として、機構に期待される社会的使命を果たすことができるよう、効率的な業務運営体制の確立を図るとともに、併せて経営管理の充実を図る。 １ 効率的な業務運営体制の確立 組織編成、人員配置については、専門家の知見を最大限活用できる体制を確立し、また、業務の外部委託も含めた実情に即した効率的な業務運営体制を確立する。	第１ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 １．効率的な業務運営体制の確立 社会保険病院・厚生年金病院（併設される老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。）の出資に伴い複雑かつ増加する施設資産の管理・保全業務の体制充実を図るとともに、施設譲渡関連業務の進捗を踏まえ、機構内の業務体制を見直し、より効率的な体制の確立に努め大幅な人員削減を図った。 ① 管理部の体制強化（平成 21 年 8 月） 社会保険病院等の出資に伴い複雑かつ増加する施設資産の管理・保全業務に的確に対応するため、専任の管理部長を配置するとともに、管理部組織の充実を図った。 ② 施設譲渡関連業務の体制見直し（平成 21 年 8 月） ・施設部の統合 施設譲渡業務の進捗を踏まえ、施設部の二部体制を統合し一部体制にした。 ③人員削減 上記の組織見直しに加え、施設譲渡関連部門（施設部、業務推進部）を中心に人員の見直しを図り、機構人員の大幅な削減（対前年度比 5 名）を図った。 【総務】 平成 22 年 3 月 31 日現在の職員数 <table><tr><td>総務部</td><td>8 名</td><td></td><td></td></tr><tr><td>企画部</td><td>8 名</td><td>（全員専門職）</td><td></td></tr><tr><td>施設部</td><td>6 名</td><td>（全員専門職）</td><td></td></tr><tr><td>業務推進部</td><td>3 名</td><td>（うち専門職 2 名）</td><td></td></tr><tr><td>管理部</td><td>8 名</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">計 3 3 名</td><td colspan="2">（平成 20 年度末 3 8 名）</td></tr></table> （参考：総人件費改革における当機構の基準人員数（定員）は、4 1 名（常勤役員を含む）である。） 【主な出身職種】 <table><tr><th>出身職種</th><th>人数</th><th>出身職種</th><th>人数</th></tr><tr><td>金融機関</td><td>9 名</td><td>法律事務所</td><td>1 名</td></tr><tr><td>不動産会社</td><td>2 名</td><td>医療関係</td><td>1 名</td></tr><tr><td>建設会社</td><td>5 名</td><td>調査研究機関</td><td>1 名</td></tr></table> 【資格取得者の状況】 <table><tr><th>資格種別</th><th>人数</th><th>資格種別</th><th>人数</th></tr><tr><td>宅地建物取引主任者</td><td>6 名</td><td>測量士</td><td>1 名</td></tr><tr><td>不動産鑑定士</td><td>1 名</td><td>土地区画整理士</td><td>2 名</td></tr><tr><td>一級建築士</td><td>1 名</td><td>不動産コンサルティング[※]技能資格</td><td>1 名</td></tr><tr><td>特別管理産業廃棄物管理責任者（P C B 等）</td><td>1 名</td><td></td><td></td></tr></table>	総務部	8 名			企画部	8 名	（全員専門職）		施設部	6 名	（全員専門職）		業務推進部	3 名	（うち専門職 2 名）		管理部	8 名			計 3 3 名		（平成 20 年度末 3 8 名）		出身職種	人数	出身職種	人数	金融機関	9 名	法律事務所	1 名	不動産会社	2 名	医療関係	1 名	建設会社	5 名	調査研究機関	1 名	資格種別	人数	資格種別	人数	宅地建物取引主任者	6 名	測量士	1 名	不動産鑑定士	1 名	土地区画整理士	2 名	一級建築士	1 名	不動産コンサルティング [※] 技能資格	1 名	特別管理産業廃棄物管理責任者（P C B 等）	1 名		
総務部	8 名																																																														
企画部	8 名	（全員専門職）																																																													
施設部	6 名	（全員専門職）																																																													
業務推進部	3 名	（うち専門職 2 名）																																																													
管理部	8 名																																																														
計 3 3 名		（平成 20 年度末 3 8 名）																																																													
出身職種	人数	出身職種	人数																																																												
金融機関	9 名	法律事務所	1 名																																																												
不動産会社	2 名	医療関係	1 名																																																												
建設会社	5 名	調査研究機関	1 名																																																												
資格種別	人数	資格種別	人数																																																												
宅地建物取引主任者	6 名	測量士	1 名																																																												
不動産鑑定士	1 名	土地区画整理士	2 名																																																												
一級建築士	1 名	不動産コンサルティング [※] 技能資格	1 名																																																												
特別管理産業廃棄物管理責任者（P C B 等）	1 名																																																														

評価シート（１）

中期目標	中期計画	平成２１年度計画	平成２１年度の業務の実績
	（１）必要に応じ、入札物件情報の作成、入札案内の作成、入札手続等の業務について外部委託を行う。	（１）必要に応じ、入札物件情報の作成、入札案内の作成、入札手続き等の業務について外部委託を行う。	（１）効率的な業務運営のための外部委託の活用 新たに５業務について外部委託を実施するとともに、既存外部委託業務について改善を行った。 ① 新規外部委託業務 ・ 本体施設の売却の進捗に伴い、これに付随する宿舎についても売却を加速させるべく、企画競争にてアドバイザーを選定、売却可能となった宿舎より順次売却業務を委託し、平成 22 年 7 月までに全宿舎の売却を完了する予定。 ・ 平成 21 年度決算より、社会保険病院等についても会計年度末に再評価を実施する必要があることから、一般競争入札により正・副 2 者の不動産鑑定業者を選定した。 ・ 社会保険浜松病院の譲渡に当たり、重要事項説明書の作成及び入札関連書類の配布等の入札補助業務を委託することとし、一般競争入札により委託業者を選定した。（媒介契約ではないことから、定額での入札とした。） ・ 当機構による社会保険病院等の整備工事を実施するに当たり、各整備案件の妥当性等の検証を行うとともに、設計・監理業務の入札関係資料の作成、現場確認、工事竣工検査等の補助を行うアドバイザーを企画競争により選定。16 病院において整備工事を実施中。 ・ 平成 22 年 1 月に出資された終身利用型老人ホーム（厚生年金サントール千葉）の譲渡に当たり、企画競争によりアドバイザーを選定し、不動産調査及び事業調査等を実施。アドバイザー業務完了後、売却業務を委託し、平成 22 年 7 月に入札を実施する予定。 ② 既存外部委託業務 ・ 新規売却業務委託先の指導、業務開始後のフォロー 新規に売却業務委託をする委託業者には、円滑・効率的に業務が進むように、業務の詳細について全体の業務フロー、留意点及びこれまでの事例等の説明会を業務運営開始前に実施した。 業務開始後も逐次状況把握、指導ができるよう連絡・報告体制を明確化し、委託業者間の業務内容のばらつきを排除して、円滑な委託業務遂行ができるようにした。 （２）施設の運営委託 ・ 施設が譲渡又は廃止されるまでの間の運営委託は、原則、機構に出資される前に社会保険庁が委託していた公益法人等と、社会保険庁が契約していた内容を基本として委託契約を締結しており、平成 22 年 1 月に出資された厚生年金サントール千葉についてもこの取扱いを踏襲している。 【具体的委託契約先】 （財）厚生年金事業振興団、（財）社会保険健康事業財団、 （社）全国社会保険協会連合会、（社）全国国民年金福祉協会連合会 （財）船員保険会、（財）各都道府県社会保険協会、 （財）各都道府県国民年金福祉協会、（社）地域医療振興協会、岡谷市 （財）平成紫川会、公立紀南病院組合 ・ 施設売却の進捗に伴い施設運営に関する特別会計の清算も進んでおり、既に 104 の特別会計が清算され、剰余金 8,057 百万円を収受した。また、施設運営以外の事業を実施していない各都道府県国民年金福祉協会等の公益法人においては、公益法人自体の解散が行われており、解散済み及び解散予定の公益法人は 44 法人となった。
また、施設が譲渡又は廃止されるまでの間の施設運営については、公益法人等への委託により行うこと。 なお、この場合の委託契約の内容は、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人との契約内容を基本とすること。	（２）施設が譲渡又は廃止されるまでの間の施設運営については、公益法人等への委託により行う。 なお、この場合の委託契約の内容は、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人との契約内容を基本とする。	（２）施設が譲渡又は廃止されるまでの間の施設運営については、公益法人等への委託により行う。 なお、この場合の委託契約の内容は、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人との契約内容を基本とする。	

評価シート（１）

評価の視点等	自己評価	S	評価	
【評価項目 1 効率的な業務運営体制の確立】	社会保険病院等の出資に伴い複雑かつ増加する施設資産の管理・保全業務の体制充実を図るとともに、施設譲渡関連業務の進捗を踏まえ、機構内の業務体制を見直し、より効率的な体制の確立に努め大幅な人員削減を図った。			(理由及び特記事項)
【数値目標】 ○「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、平成 21 年度末現在の常勤役職員数を 39 名以下とする。	平成 21 年度末の常勤役職員数は 34 名であり、数値目標を 5 名下回った。これは、機構業務がまだ軌道にのっていない状態の平成 17 年度末の人員 36 名に比しても、5.6%の削減となっている。			
【評価の視点】 ○組織編成、人員配置については、専門家の知見を最大限活用できる体制を確立し、適切な運営がなされたか。	実績：○ 社会保険病院等の出資に伴い複雑かつ増加する施設資産の管理・保全業務の体制充実を図るとともに、施設譲渡関連業務の進捗を踏まえ、機構内の業務体制を見直し、より効率的な体制の確立に努め大幅な人員削減を図った。 ① 管理部の体制強化（平成 21 年 8 月） 社会保険病院等の出資に伴い複雑かつ増加する施設資産の管理・保全業務に的確に対応するため、専任の管理部長を配置するとともに、管理部組織の充実を図った。 ② 施設譲渡関連業務の体制見直し（平成 21 年 8 月） ・施設部の統合 施設譲渡業務の進捗を踏まえ、施設部の二部体制を統合し一部体制にした。 ③人員削減 上記の組織見直しに加え、施設譲渡関連部門（施設部、業務推進部）を中心に人員の見直しを図り、機構人員の大幅な削減（対前年度比 5 名）を図った。			
○業務の外部委託も含めた実情に即した効率的な業務運営体制を確立し、適切な運営がなされたのか。	実績：○ ・ 新たな外部委託の実施や委託業務内容の状況把握を逐次実施することにより、効果的かつ効率的な業務運営を行った。 ・ 施設売却の進捗に伴い施設運営に関する特別会計の清算も進んでおり、既に 104 の特別会計が清算され、剰余金 8,057 百万円を収受した。また、施設運営以外の事業を実施していない各都道府県国民年金福祉協会等の公益法人においては、公益法人自体の解散が行われており、解散済み及び解散予定の公益法人は 44 法人となった。			
○内部統制（業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等）に係る取組についての評価が行われているか。（政・独委の評価の視点）	実績：○ ・ 役職員の職務執行の在り方を始めとする内部統制及び財務報告の信頼性の確保については、外部の会計監査人による監査、及び監事による監査のほか、監事に幹部会等定例会議への出席を必須とし、業務執行の適正性に関し逐次意見をいただいている。（別添資料項目 6 参照） ・ 目標管理の導入に係る職員の人事評価制度については、職員が目標を明確に意識し、主体的な業務遂行を促すための業務実績評価と、主体的な能力発揮を促すための能力評価で構成される人事評価制度を導入。評価結果は昇給、勤勉手当に反映している。また、役員の人事評価については、独立行政法人自体の業務の実績を評価の対象とし、独立行政法人評価委員会の評価結果と、半期ごとの売却実績の総合結果により評価し、期末手当支給時に反映している。退職手当については、独立行政法人評価委員会の評価を受けて支給率に反映させることとしている。			

評価の視点等	自己評価	—	評価	—
○法人の業務改善の取組を適切に講じているか。またそのための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。（政・独委の評価の視点）（委員長通知別添三①と同様）	実績：○ 機構設立当初から全職員が参加する毎朝の業務打合せにおいて、様々な問題点等について全員で議論し、理事長により方針決定がなされ、また、業務の重要な方針についても、毎月の幹部会・役員会を経た上で決定する仕組みとなっている。これらの手法により日々発生する種々の問題に迅速かつ適切に対応するとともに、職員の積極的な業務への取組を促す等、円滑に業務運営を行っている。 （別添資料項目 7 の①参照）			（理由及び特記事項）
○国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。（委員長通知別添三②）	実績：○ 当機構においては、前記と同様、全職員が参加する毎朝の業務打合せにおいて日々の業務の問題点や業務の改善方策等について議論する中で、費用対効果や必要性等の検証も行い、適切かつ円滑に事業運営を行っている。 （別添資料項目 7 の①、②参照）			
○関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを図っているか。（委員長通知別添三③）	実績：○ 公益法人等に対する補助金の交付等及び特定の業務の独占的な委託は行っていない。 当機構には関連法人は存在しない。 （別添資料項目 7 の③参照）			

評価の視点等	自己評価	S	評価	
【評価項目 2 業務管理の充実】	- 平成 20 年度に出資された社会保険病院等に関する情報をデータベースに取り込み、業務に活用した。新たに出資された厚生年金サnteール千葉に関する情報をデータベースに取り込み、情報を共有するとともに、当機構自らが支障の解決に取り組むことにより資産価値の向上を図った。 - 社会保険病院等の経営状況の把握と将来の経営管理手法確立に向け、診療科別収支の把握に着手。第一段階として厚生年金病院7病院について基礎的なモデルを開発中であり、概ね完成の見込み。 - 顕在化したリスクのみならず潜在的なリスクに対しても迅速かつ適切に人的・組織的対応を行い、被害の未然防止に成功している。 - 偽情報等のリスク情報を迅速かつ適切に開示し、周知徹底と被害の未然防止を図っている。		(理由及び特記事項)	
【数値目標】 ○業務の計画的推進を図るため、進捗管理を徹底し、5 年間で全ての施設を売却する。そのため、平成 21 年度、平成 22 年度の年度計画に対する売却施設数の達成率を 100%とする。		平成 21 年度の年度計画（65 施設）に対する決算ベース売却施設数（65 施設）の達成率は 100%であり、全施設売却の目処が立った。		
【評価の視点】 ○国から出資を受けた資産並びに承継した権利及び義務に係る情報等について、適切に整理を行い、当該情報等の管理体制を確立できたか。	実績：○ - 平成20年度に出資された社会保険病院等に関する情報をデータベースに取り込み、業務に活用した。 - 新たに出資された厚生年金サnteール千葉に関する情報をデータベースに取り込み、業務に活用した。 - 社会保険病院等の診療科別収支の把握に着手。厚生年金病院7病院について基礎的なモデルが概ね完成し、経営実績の把握が可能となった。			
○業務の計画的推進を図るため、進捗管理の徹底に向けて、具体的な取組がなされたか。	実績：○ 業務の進捗管理については定例会議及びシステムの両面で行っており、計画的推進を図っている。			
○業務遂行において生じる多様な事業リスクの的確な把握・管理に向けて、具体的な取組がなされたか。	実績：○ - 当機構の業務に関しては、多様なリスクがあるが潜在的なリスクへの事前対応、顕在化したリスクへの迅速な対応などの確に対応しており、現状それらのリスクが当機構の業務及び買受人等関係者に及ぶことを回避し得ていると考えている。また、状況に応じ適時適切に人的・組織的対応を図っている。 - 偽情報については、関係当局との連携体制を構築・強化するとともに、入手の都度その情報内容をホームページに掲出し、周知徹底と被害の未然防止に万全を期している。			

評価シート（３）

中期目標	中期計画	平成 2 1 年度計画	平成 2 1 年度の業務の実績																																																																								
3 業務運営の効率化に伴う経費節減 機構の業務運営に当たっては、年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ち、機構の運営経費をできる限り節減すること。 （１）一般管理費（人件費を除く。）については、中期目標期間の最終の事業年度において、対平成 1 7 年度比 1 0 %以上の額を節減すること。 （２）「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、的確な業務を執行する体制を維持しつつ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。 併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。	3 業務運営の効率化に伴う経費節減 業務運営に当たっては、年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ち、運営経費をできる限り節減する。 （１）一般管理費（人件費を除く。）については、効率的な執行に努め、中期目標期間の最終の事業年度において、対平成 1 7 年度比 1 0 %以上の額を節減する。 （２）業務経費については、費用対効果を十分に踏まえた効率的な執行に努める。 （３）「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、的確な業務を執行する体制を維持しつつ、平成 2 1 年度末までに、平成 1 7 年度に比べて 4 %以上の人員の削減を行う。 また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。	3 業務運営の効率化に伴う経費節減 業務運営に当たっては、年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ち、運営経費をできる限り節減する。 （１）一般管理費（人件費を除く。）については、効率的な執行に努める。 （２）業務経費については、費用対効果を十分に踏まえた効率的な執行に努める。 （３）国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。	3 業務運営の効率化に伴う経費節減 運営経費をできる限り節減するよう効率化を図った結果、経費予算 11,252 百万円に対し、実績は 1,841 百万円であり、予算比 9,411 百万円の減となった。《決算速報値、以下同様》 （１）一般管理費（人件費を除く）については、必要最小限の執行に努め、少額の契約（消耗品等）であっても複数の見積り合わせを行うなど経費の節減を図り、平成17年度との比較で26%節減した。 なお、平成20年度との比較で7%増加しているが、平成21年度に機構本部事務室のあった「ちば社会保険センター」の売却を行ったため、本部移転に4百万円（ネットワーク関係工事、備品等の移設等）を要したことによるものであり、これを除いた通常経費では対前年度比7%減、平成17年度との比較では36%減となっている。 （単位：百万円） <table><tr><th colspan="2"></th><th>一般管理費 （人件費除く）</th><th>対 17年度</th><th>対 18年度</th><th>対 19年度</th><th>対 20年度</th></tr><tr><td rowspan="4">1 7 年度 （6 ヶ月間）</td><td>①決算額</td><td>86</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>②初年度限りの経費</td><td>65</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>③継続する経費 （①－②）</td><td>21</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>④年換算 （③× 2）</td><td>42</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td colspan="2">18年度決算額</td><td>38</td><td>△10%</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td colspan="2">19年度決算額</td><td>33</td><td>△21%</td><td>△13%</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td colspan="2">20年度決算額</td><td>29</td><td>△31%</td><td>△24%</td><td>△12%</td><td>－</td></tr><tr><td rowspan="3">2 1 年度</td><td>⑤決算額</td><td>31</td><td>△26%</td><td>△18%</td><td>△6%</td><td>+7%</td></tr><tr><td>⑥本部移転経費</td><td>4</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>⑦通常経費 （⑤－⑥）</td><td>27</td><td>△36%</td><td>△29%</td><td>△18%</td><td>△7%</td></tr></table> （２）業務経費については、予算11,089百万円に対し実績1,707百万円となり、9,383百万円の減となった。これは当機構が解体費等5,019百万円を節減したことが主因であり、このほか病院の整備費等3,699百万円が翌年度に繰り延べになったこと、災害が発生しなかったことから災害復旧費665百万円が不要となったことによる。 また、経費の執行に当たっては、原則として一般競争入札とし、一般競争入札になじまない一部の業務については企画競争を行い、業務経費の効率的な執行に努めた。 （３）社会保険病院等の出資に伴い複雑かつ増加する施設資産の管理・保全業務の体制充実を図るとともに、施設譲渡関連業務の進捗を踏まえ、機構内の業務体制を見直し、より効率的な体制の確立に努め、大幅な人員削減を行うことにより、当機構の常勤役職員数は34名となり、平成17年度比5.6%の削減を達成した。 役員給与等については、俸給月額の減額改定及び賞与の支給割合の減額改定を行っている。 職員の給与についても、俸給月額の減額改定及び賞与の支給割合の減額改定、諸手当の見直しを行う等、いずれも国家公務員の給与構造改革に準じた給与等の見直しを行った。			一般管理費 （人件費除く）	対 17年度	対 18年度	対 19年度	対 20年度	1 7 年度 （6 ヶ月間）	①決算額	86	－	－	－	－	②初年度限りの経費	65	－	－	－	－	③継続する経費 （①－②）	21	－	－	－	－	④年換算 （③× 2）	42	－	－	－	－	18年度決算額		38	△10%	－	－	－	19年度決算額		33	△21%	△13%	－	－	20年度決算額		29	△31%	△24%	△12%	－	2 1 年度	⑤決算額	31	△26%	△18%	△6%	+7%	⑥本部移転経費	4	－	－	－	－	⑦通常経費 （⑤－⑥）	27	△36%	△29%	△18%	△7%
		一般管理費 （人件費除く）	対 17年度	対 18年度	対 19年度	対 20年度																																																																					
1 7 年度 （6 ヶ月間）	①決算額	86	－	－	－	－																																																																					
	②初年度限りの経費	65	－	－	－	－																																																																					
	③継続する経費 （①－②）	21	－	－	－	－																																																																					
	④年換算 （③× 2）	42	－	－	－	－																																																																					
18年度決算額		38	△10%	－	－	－																																																																					
19年度決算額		33	△21%	△13%	－	－																																																																					
20年度決算額		29	△31%	△24%	△12%	－																																																																					
2 1 年度	⑤決算額	31	△26%	△18%	△6%	+7%																																																																					
	⑥本部移転経費	4	－	－	－	－																																																																					
	⑦通常経費 （⑤－⑥）	27	△36%	△29%	△18%	△7%																																																																					

評価の視点等	自己評価	S	評価	
【評価項目 3 業務運営の効率化に伴う経費節減】	・ 一般管理費は平成17年度との比較で26％（本部移転経費を除く通常経費では36％）、20年度との比較では本部移転経費を除く通常経費で7％節減した。 ・ 業務経費については、事業譲渡を原則とすること等により解体費等を5,019百万円節減したことを主因とし、予算比9,383百万円の減となった。 ・ 経費の執行に当たっては、可能な限り一般競争入札により行っている。			(理由及び特記事項)
【数値目標】 ○平成 21 年度末の一般管理費（人件費除く）の額を対 17 年度比で 10%以上削減する。	平成 21 年度末の一般管理費（人件費除く）の額（31 百万円）は対 17 年度比で 26%削減した。			
【評価の視点】 ○一般管理費（人件費を除く。）については、中期目標期間の最終の事業年度において、対平成 17 年度比 10%以上の額を節減すること。	実績：○ 平成 17 年度との比較で 26%（本部移転経費を除く通常経費では 36%）節減、平成 20 年度との比較では 7%の増加となったが、本部移転経費を除く通常経費では 7%節減した。（業務実績第 1 の 3 （1）参照）			
○一般管理費（人件費を除く。）の削減について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けた取組が行われ、着実に進展しているか。	実績：○ 一般管理費（人件費を除く）については、本部移転に伴い平成 20 年度との比較では 7%の増加となったが、必要最小限の執行に努め、少額の契約（消耗品等）であっても複数の見積り合わせを行うなど経費の節減を図り、平成 17 年度との比較では 26%節減した。（本部移転経費を除く通常経費では平成 17 年度との比較で 36%減、平成 20 年度との比較で 7%減）（業務実績第 1 の 3 （1）参照）			
○事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。 <u>委員長通知別添二①</u>	実績：○ 別添資料項目 4 参照			
○業務経費について、費用対効果を十分に踏まえた効率的な執行を実現するため、具体的な取組がなされたか。	実績：○ 業務経費については、事業譲渡を原則とすること等により解体費等を5,019百万円節減したことを主因とし、予算比9,383百万円の減となった。（業務実績第 1 の 3 （2）参照）			
○総人件費改革を進めるため、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、的確な業務を執行する体制を維持しつつ、平成 21 年度末までに、平成 17 年度に比べて 4%以上の人員の削減を行うための取組を進めたか。(政・独委の評価の視点と同様)	実績：○ 平成 21 年度は、施設譲渡業務を適切かつ迅速に進め、機構内組織をより効率的な体制にするとともに、大幅な人員削減を図ったことにより、常勤役職員数は 34 名となり、平成 17 年度比 5.6%の人員削減を達成した。 (別添資料項目 3 の①参照) (参考) 「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）では、その時点で事業継続がなされていた法人を対象に、その後の 5 年間で 5%の人員削減を行うことを基本として定員純減目標が定められているが、当機構は平成 17 年 10 月に設置され、業務がまだ軌道にのっていない状態の平成 17 年度末の人員は 36 名であったことから、関係当局と調整をし、業務の本格稼働時の定員を 41 名とすることで協議が整い、この数を基準として削減していくこととしたところであり、厚生労働大臣も当機構における人員削減の基準となる人数は 41 名であることを前提に中期計画を認可しているところである。			

評価の視点等	自己評価	—	評価	—									
○国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進めたか。	実績：○ ・ 役員給与等については、俸給月額の減額改定及び賞与の支給割合の減額改定を行っている。 ・ 職員の給与についても、俸給月額の減額改定及び賞与の支給割合の減額改定、諸手当の見直しを行う等、いずれも国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程の見直しを行った。 (別添資料項目 3 の①参照)			(理由及び特記事項)									
○国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。 ・ 給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ・ 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。 (政・独委の評価の視点) (委員長通知の別添一①と同様)	実績：○ 平成 21 年度の当機構の職員給与の対国家公務員ラスパイレス指数については、国の給与改正に準じて給与等の見直しを行った結果、地域・学歴勘案の対国家公務員指数で、100 を下回ったところである。 引き続き国の給与改正に準じた給与の見直しを行い、適正な給与水準の維持に努めることとしている。(別添資料項目 3 の①参照) (参考) 対国家公務員ラスパイレス指数 <table><tr><td></td><td>平成 20 年度</td><td>平成 21 年度</td></tr><tr><td>対国家公務員</td><td>1 1 1. 6</td><td>1 1 0. 0</td></tr><tr><td>地域・学歴勘案</td><td>1 0 5. 3</td><td>9 9. 8</td></tr></table>					平成 20 年度	平成 21 年度	対国家公務員	1 1 1. 6	1 1 0. 0	地域・学歴勘案	1 0 5. 3	9 9. 8
	平成 20 年度	平成 21 年度											
対国家公務員	1 1 1. 6	1 1 0. 0											
地域・学歴勘案	1 0 5. 3	9 9. 8											
○国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。(委員長通知別添一③)	実績：○ 国と異なる手当について、勤勉手当の成績率の区分・支給率を 21 年 12 月支給分より国の基準と同一とするとともに、本部手当を平成 21 年度末で廃止した。 今後とも国の基準に準じた見直しに努める。 (別添資料項目 3 の②参照)												
○法定外福利費の支出は、適切であるか。(委員長通知別添一④)	実績：○ 当機構における法定外福利費は「労働安全衛生法に基づく健康診断費用」及び「人間ドック等の健康診断費用」のみであり、その他レクリエーション等経費への支出はない。 (別添資料項目 3 の③参照)												
○契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。(政・独委の評価の視点)	実績：○ 一般競争入札における公告期間・公告方法、予定価格の作成・省略の規定は会計規程等に明確に定めており、公告期間の下限、指名競争入札限度額、予定価格を省略できる基準額は全て国と同様のものとなっている。また、包括的随契条項、公益法人随契条項などの恣意的な運用が可能となる随意契約条項は設定していない。 平成 21 年度には、複数年契約に関する会計規程の明確化を図り、企画競争の実施要領を作成した。また、総合評価落札方式については、これまでの当機構の契約事案と今後の存続期間中に発生が見込まれる事案を含めて検討した結果、当該方式の導入の必要性は極めて低いことから、規程等の整備は行わないこととした。 (別添資料項目 5 の⑤参照)												

評価の視点等	自己評価	—	評価	—	
○契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。（政・独委の評価の視点）	実績：○ 当機構は小規模法人であるため、従前より契約関係事務に精通した顧問に、契約に関する審査・指導を受けるとともに、契約に係る全決裁を担当部、総務部（経理担当）で審査した上、理事長のほか監事にも回付し、厳正に審査を行っている。加えて、全職員参加で毎日行われる業務打合会においても、事業に係る契約方式について報告し、毎月の契約状況をホームページで公表するとともに、四半期ごとの契約事案を役員会に報告し、再審査を行うことを徹底し、厳正に対応を行っている。 「調達の適正化について（依頼）」（平成 22 年 4 月 6 日厚生労働大臣通知）による、審査機関の設置については、平成 22 年度から前記の体制を明確化し、理事長、理事、監事等の他、契約担当の外部顧問も加えて適切に行う体制を確保した。（別添資料項目 5 の②参照）			（理由及び特記事項）	
○契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか。（その後のフォローアップを含む。）。また、「随意契約等見直し計画」が計画どおり進んでいるか。（委員長通知別添二③）					
○個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。（政・独委の評価の視点）（委員長通知の別添二②と同様）					
○総人件費改革は進んでいるか。（委員長通知別添一②）					
	実績：○ 契約に当たっては契約担当顧問の審査・指導や毎日の業務打合会での確認のほか、担当部、経理で審査した上、理事長のほか監事の確認を受け、更に役員会において四半期ごとに再審査を行う等、厳正に行っているところであり、平成 21 年度における競争性のない随意契約は、いずれも相手方が限定されているなど随意契約によらざるを得ないもののみとなっている。 （別添資料項目 5 の②参照）				
	実績：○ 役員（理事長）の報酬等については、平成 18 年度より特別手当について業績評価による算定を導入するとともに、また、厚生労働事務次官の報酬額の範囲内となるよう努めている。 平成 21 年度の役員給与等については国家公務員に準じた見直しを行い、俸給月額の減額改定及び特別手当の支給割合の減額改定を行ったところである。 職員給与等についても同様に国家公務員に準じた見直しを行い、俸給月額の減額改定、賞与の支給割合の減額改定及び諸手当の見直しを行い、適正な給与水準の維持に努めている。 当機構の平成 21 年度の対国家公務員ラスパイレス指数については、国の給与改正に準じて給与等の見直しを行った結果、地域・学歴勘案の対国家公務員指数で、100 を下回ったところである。 今後も引き続き国の給与改正に準じて給与の見直しを行い、適正な給与水準の維持に努めることとしている。 「行政改革の重要方針」（17.12.24 閣議決定）による人員削減の取組について、中期計画においては、平成 21 年度末までに、平成 17 年度に比べて 4 %以上の人員の削減を行うこと、また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、必要な見直しを進めることとしている。 平成 21 年度は、施設譲渡業務を適切かつ迅速に進め、機構内組織をより効率的な体制とするとともに、大幅な人員削減を図ったことにより、常勤役職員数は 34 名となり、平成 17 年度比 5.6%の人員削減を達成した。 （別添資料項目 3 の①参照）				

評価シート（４）

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 <	

評価の視点等		自己評価	S	評価	
【評価項目 4 各施設の経営状況等の把握 機構の業務内容に関する地方公共団体への説明】		- 譲渡価格引上げのために事業キャッシュフローの改善可能性を開示するとともに、各地方公共団体の支援取り付けによる付加価値の向上に努力した。 - その結果、地方公共団体が入札に参加して落札したものが 10 施設、地方公共団体による収用に応じたものが 7 施設あるほか、固定資産税減免、補助金交付、その他敷地利用料減免や無利息貸付等の内容の支援策を得たものが 53 施設となっており、相乗的な効果が得られている。			(理由及び特記事項)
【数値目標】		【数値目標】			
【評価の視点】 ○中期目標期間を通じた具体的な譲渡又は廃止施設の選定に資するため、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等の状況を適切に把握できたか。		実績：○ - 全施設について事業調査、不動産調査を実施し、事業としての今後の可能性及び不動産としての対応方針を示した極めて有効なマーケティング資料が整備され、買受希望者からも充実した資料の提供がなされていると評価されている。 - 建物耐震診断・土壌汚染の調査が必要と考えられる施設全件の調査を実施し、譲渡に当たって調査結果を開示している。 - 社会保険病院等について、財務内容と老朽度に基づき16病院を選定の上、アドバイザーの意見を参考にしながら施設整備計画を策定し整備を実施した。			
○年金福祉施設等が所在する全ての地方公共団体に対し、機構が行う譲渡業務の内容について、説明を行ったか。		実績：○ - 譲渡価格の引上げ、雇用の確保等の観点から地方公共団体からの支援策等の取り付けが重要なポイントであると判断し、全ての地方公共団体に対して面談の上、意向を確認するとともに支援策を要請している。 - その結果、地方公共団体が入札に参加して落札したものが 10 施設、地方公共団体による収用に応じたものが 7 施設あるほか、固定資産税減免、補助金交付、その他敷地利用料減免や無利息貸付等の内容の支援策を得たものが 53 施設となっており、相乗的な効果が得られている。 - 固定資産税減免等の支援策を得た 53 施設の内 46 施設については地方公共団体の意向に沿った用途となっている。			

中期目標	中期計画	平成 2 1 年度計画	平成 2 1 年度の業務の実績																																																																																																				
1 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 毎事業年度、年金福祉施設等の譲渡の見通しを年度計画で示し、各事業年度終了時に進捗状況を勘案して業績を評価し、次事業年度以降の業務に反映させること。 また、譲渡後の施設の用途については、買受先及びその転売先等において、公序良俗に反する使用等が行われることがないよう十分に配慮すること。 社会保険病院及び厚生年金病院（これらに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。）の譲渡等については、地域医療の確保を図る観点も踏まえた厚生労働省の方針を踏まえつつ、対応すること。	1 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 毎事業年度、年金福祉施設等の譲渡の見通しを年度計画で示し、各事業年度終了時に進捗状況を勘案して業績を評価し、次事業年度以降の業務に反映させる。 また、譲渡後の施設の用途については、買受先及びその転売先等において、公序良俗に反する使用等が行われることがないよう十分に配慮する。 社会保険病院及び厚生年金病院（これらに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。）の譲渡等については、地域医療の確保を図る観点も踏まえた厚生労働省の方針を踏まえつつ、対応する。	3 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ちつつ、多様な譲渡方法を通じ、施設譲渡の促進など事業の効率化、適正化を図る。 また、譲渡後の施設の用途については、買受先及びその転売先等において、公序良俗に反する使用等が行われることがないよう十分に配慮する。 なお、社会保険病院及び厚生年金病院（これらに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。）の譲渡等については、地域医療の確保を図る観点も踏まえた厚生労働省の方針を踏まえつつ、対応する。	3 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 1. 平成 21 年度の売却額は落札ベースで 814 億円であり、計画比+372 億円となった。厳しい経済環境の中でも多様な買受需要の開拓を行った結果、直近の価格である売却原価に対し+359 億円 (179.2%)を確保し、出資価格に対しても△2 億円（99.8%）に留めた。 2. その結果、当機構発足以来平成 21 年度末まで 4 年半の落札ベースの売却額合計は 2,144 億円となり、売却原価比で+1,023 億円（191.2%）、出資価格比で+238 億円（112.5%）となり、譲渡対象 301 施設の出資価格総額 2,015 億円に対しても+129 億円となったことから、全施設売却完了を待たずに出資価格総額を上回る売却額を確保することができた。また、特別会計の清算等に伴い、81 億円の清算剰余金を確保している。 3. 当機構発足以来平成 21 年度末までの譲渡施設数は、落札ベースで 295 施設(進捗率 98.0%)となり、未売却物件は、平成 22 年 1 月追加出資の厚生年金サンテール千葉を含め 6 施設、施設附属の宿舍等 14 物件となり、全物件の売却を完了する目処が立った。 4. 譲渡に当たっては一般競争入札により、公正性・透明性に十分意を用いた運営を行っており、現状、機構の運営に関して外部からの指摘等はない。また、譲渡後の施設の利用状況については公序良俗に反する使用等が行われていないか全件チェックを行っており、そのような事例はない。 5. 雇用と公共性への配慮については、機構の基本方針として事業譲渡を原則とし、入札参加者への雇用継続依頼、各地方公共団体への事業継続に向けた支援依頼を直接面談にて行っている。その結果、平成 21 年度における事業継続率は 69%、雇用継続率は 71%となった。 6. 厚生労働大臣から譲渡対象として選定された社会保険浜松病院については、地元自治体から意見を聴取するとともに、地元有識者で構成される譲渡検討委員会に諮問した上で譲渡条件を設定し、一般競争入札により落札者を決定し、地域医療に充分配慮した対応を行った。 （1）譲渡施設の選定及び譲渡時期 各事業年度における譲渡施設の選定に当たっては、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等を総合的に勘案して行うものとし、機構が策定する年度計画において定めること。																																																																																																				
（1）譲渡施設の選定及び譲渡時期 各事業年度における譲渡施設の選定に当たっては、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等を総合的に勘案して行うものとし、機構が策定する年度計画において定めること。	（1）譲渡施設の選定及び譲渡時期 ① 各施設の状況について把握するとともに、年度ごとの譲渡施設数の見通しを早急に立てる。 ② 各事業年度における譲渡施設の選定に当たっては、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等を総合的に勘案して行うものとし、年度計画において定める。	（1）譲渡施設の選定及び譲渡時期 ① 本年度における譲渡施設は、別表に定めるものとする。	（1）譲渡施設の選定及び譲渡時期 【平成 21 年度の譲渡実績】（金額単位：百万円） <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">譲渡施設数</th><th colspan="2">譲渡物件数</th><th rowspan="2">21 年度売却額 (落札ベース)</th><th rowspan="2">売却原価 対比額</th><th rowspan="2">売却 原価比</th><th rowspan="2">出資価格 対比額</th><th rowspan="2">出資 価格比</th></tr><tr><th>落札 ベース</th><th>決算 ベース</th><th>落札 ベース</th><th>決算 ベース</th></tr><tr><td>実績</td><td>58</td><td>65</td><td>124</td><td>108</td><td>81,432</td><td>+35,990</td><td>179.2%</td><td>△164</td><td>99.8%</td></tr><tr><td>計画</td><td>65</td><td>65</td><td>116</td><td>116</td><td>44,203</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>計画比</td><td>△7</td><td>0</td><td>+8</td><td>△8</td><td>+37,229</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 【年度別譲渡実績推移】（落札ベース） <table><tr><th></th><th>譲渡施設数</th><th>譲渡物件数</th><th>売却額</th></tr><tr><td>17 年度</td><td>4</td><td>9</td><td>6,307</td></tr><tr><td>18 年度</td><td>62</td><td>81</td><td>28,650</td></tr><tr><td>19 年度</td><td>98</td><td>101</td><td>45,977</td></tr><tr><td>20 年度</td><td>73</td><td>87</td><td>52,054</td></tr><tr><td>21 年度</td><td>58</td><td>124</td><td>81,432</td></tr></table> 【当機構発足以来の譲渡実績】（落札ベース） <table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">譲渡施設数</th><th rowspan="2">譲渡物件数</th><th rowspan="2">①売却額</th><th rowspan="2">売却原価 対比額</th><th rowspan="2">売却 原価比</th><th rowspan="2">出資価格 対比額</th><th rowspan="2">出資 価格比</th></tr><tr></tr><tr><td>実績</td><td>295</td><td>402</td><td>214,421</td><td>+102,302</td><td>191.2%</td><td>+23,828</td><td>112.5%</td></tr><tr><td>譲渡 対象施設</td><td>(注) 301</td><td>421</td><td>②出資価格 201,509</td><td colspan="4">① － ② = 12,912</td></tr><tr><td>未売却 施設数</td><td>6</td><td>19</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		譲渡施設数		譲渡物件数		21 年度売却額 (落札ベース)	売却原価 対比額	売却 原価比	出資価格 対比額	出資 価格比	落札 ベース	決算 ベース	落札 ベース	決算 ベース	実績	58	65	124	108	81,432	+35,990	179.2%	△164	99.8%	計画	65	65	116	116	44,203					計画比	△7	0	+8	△8	+37,229						譲渡施設数	譲渡物件数	売却額	17 年度	4	9	6,307	18 年度	62	81	28,650	19 年度	98	101	45,977	20 年度	73	87	52,054	21 年度	58	124	81,432		譲渡施設数	譲渡物件数	①売却額	売却原価 対比額	売却 原価比	出資価格 対比額	出資 価格比	実績	295	402	214,421	+102,302	191.2%	+23,828	112.5%	譲渡 対象施設	(注) 301	421	②出資価格 201,509	① － ② = 12,912				未売却 施設数	6	19					
	譲渡施設数		譲渡物件数		21 年度売却額 (落札ベース)	売却原価 対比額	売却 原価比	出資価格 対比額						出資 価格比																																																																																									
	落札 ベース	決算 ベース	落札 ベース	決算 ベース																																																																																																			
実績	58	65	124	108	81,432	+35,990	179.2%	△164	99.8%																																																																																														
計画	65	65	116	116	44,203																																																																																																		
計画比	△7	0	+8	△8	+37,229																																																																																																		
	譲渡施設数	譲渡物件数	売却額																																																																																																				
17 年度	4	9	6,307																																																																																																				
18 年度	62	81	28,650																																																																																																				
19 年度	98	101	45,977																																																																																																				
20 年度	73	87	52,054																																																																																																				
21 年度	58	124	81,432																																																																																																				
	譲渡施設数	譲渡物件数	①売却額	売却原価 対比額	売却 原価比	出資価格 対比額	出資 価格比																																																																																																
実績	295	402	214,421	+102,302	191.2%	+23,828	112.5%																																																																																																
譲渡 対象施設	(注) 301	421	②出資価格 201,509	① － ② = 12,912																																																																																																			
未売却 施設数	6	19																																																																																																					

中期目標	中期計画	平成 2 1 年度計画	平成 2 1 年度の業務の実績										
また、譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で公告すること。なお、公告時期については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用に配慮すること。 （２）契約方法 施設の譲渡に当たっては、公正で適正な譲渡を行う観点から、一般競争入札とすること。ただし、借地上にある施設について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、随意契約により譲渡すること。 （３）譲渡条件 次の施設については、譲渡に当たり、一定期間施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件とすること。なお、施設の機能廃止が適当とされた施設については、この限りではないこと。 ① 地域医療に貢献している施設（社会保険診療所、健康管理センター及び保養ホーム） ② 入居者に配慮すべき施設（終身利用型老人ホーム及び長期入居型老人ホーム） ③ 同一都道府県内に代替施設がないことからその中心的な機能を維持することが必要な施設であって、別表に掲げるもの （４）譲渡価格 施設の譲渡に当たっては、年金資金等の損失を最小化する観点から、不動産鑑定評価の手法に基づき、適正な価格の設定に努めること。	③ 譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で公告する。なお、公告時期については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用に配慮する。 （２）契約方法 ① 施設の譲渡に当たっては、公正で適正な譲渡を行う観点から、一般競争入札とする。 ② ただし、借地上にある施設について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、随意契約により譲渡する。 （３）譲渡条件 次の施設については、譲渡に当たり、一定期間施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件とする。なお、施設の機能廃止が適当とされた施設については、この限りではない。 ① 地域医療に貢献している施設（社会保険診療所、健康管理センター及び保養ホーム） ② 入居者に配慮すべき施設（終身利用型老人ホーム及び長期入居型老人ホーム） ③ 同一都道府県内に代替施設がないことからその中心的な機能を維持することが必要な施設であって、別表に掲げるもの （４）譲渡価格 施設の譲渡に当たっては、年金資金等の損失を最小化する観点から、不動産鑑定評価の手法に基づき、適正な価格の設定に努める。	② 譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で公告する。なお、公告時期については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用に配慮する。 （２）契約方法 ① 施設の譲渡に当たっては、公正で適正な譲渡を行う観点から、一般競争入札とする。 ② ただし、借地上にある施設について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、随意契約により譲渡する。 （３）譲渡条件 次の施設については、譲渡に当たり、一定期間施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件とする。なお、保養ホームについては、厚生労働大臣の指示により、当該施設が連携している厚生年金病院と一体で譲渡する。また、施設の機能廃止が適当とされた施設については、この限りではない。 ① 地域医療に貢献している施設（社会保険診療所、健康管理センター及び保養ホーム） ② 入居者に配慮すべき施設（終身利用型老人ホーム及び長期入居型老人ホーム） ③ 同一都道府県内に代替施設がないことからその中心的な機能を維持することが必要な施設であって、別表に掲げるもの （４）譲渡価格 施設の譲渡に当たっては、年金資金等の損失を最小化する観点から、不動産鑑定評価の手法に基づき、適正な価格の設定に努める。	（注）当初譲渡又は廃止の対象とされた施設は 302 施設であったが、平成 21 年 3 月の厚生労働大臣指示により、社会保険浜松病院が譲渡の対象として選定された。また、保養ホーム 3 施設については連携している厚生年金病院と一体で譲渡することとなり譲渡対象施設から削除されたため、対象施設数は 300 施設となった。更に、平成 22 年 1 月に終身利用型老人ホーム（厚生年金サントール千葉）が譲渡対象施設として出資されたため、当機構が 5 年間で譲渡する対象施設数は 301 施設となった。 【特別会計の清算】 清算済み： 1 0 4 特別会計・・・ 8,057 百万円を収受 今後清算予定： 1 4 特別会計 【公益法人の解散】 解散済み及び解散予定： 4 4 法人 非解散： 5 0 法人 【ご参考】未売却施設数（平成 22 年 7 月 8 日現在）：3 施設（施設附属の宿舎等は全物件売却完了） ② 譲渡する施設の施設名・入札場所及び日時等については、全て官報及び機構ホームページに開示している。また、公告時期については、事前に委託先公益法人と発表時期・営業停止時期等を協議、売却スケジュールを策定し、事業継続の施設については円滑な営業の継続、事業主体の移行を図るべく、早めの落札者名の公表、引継ぎスケジュールの前倒しを落札者に依頼する等の調整を実施した。 （２）契約方法 ① 平成 21 年度売却物件は、公正で適正な譲渡を行う観点から、収用に応じた下記施設を除き、全て一般競争入札により対応した。 <table><tr><th>施設名</th><th>譲渡先</th></tr><tr><td>九州厚生年金会館</td><td>北九州市</td></tr><tr><td>広島厚生年金会館</td><td>広島市</td></tr><tr><td>さがみの</td><td>相模原市及び相模原市土地開発公社</td></tr><tr><td>東京厚生年金病院（敷地の一部）</td><td>東京都</td></tr></table> ② 平成 21 年度売却の借地上の建物（くまのじ）については、土地所有者の購入希望は無く、一般競争入札により対応した。 （３）譲渡条件 機能維持条件付の施設について、次のとおり譲渡を行った。 - 機能維持のため健康管理センターについては、引渡し後5年間現行の健康診査事業を実施することを条件とした。 - 老人ホームについては現行機能の5年間維持に加え、引渡時の入居条件を1年間維持する条件を付加した。 - 平成22年1月に出資された終身利用型老人ホーム（厚生年金サントール千葉）については、落札者が、現在の施設運営者である(財)厚生年金事業振興団が入居者と締結している入居契約上の地位を承継することにより、入居者の施設の終身利用権を担保するとともに、料金水準を 1 年間維持することを主な譲渡条件として入札を実施する予定。 - 平成21年度には、健康管理センター1施設、老人ホーム4施設の譲渡を行った。また、その引継ぎが円滑に行われるよう買受人との調整に努めた。 - 譲渡条件を付して売却した施設については、年度ベースで履行状況調査を行っており、利用者等からのクレーム等もなく、譲渡条件は適正に遵守されている。 （４）譲渡価格 - 平成18年度から引き続き最低売却価格の開示を行っている。これは、地方施設等価格設定が困難と考えられるものに対し、入札参加者に価格の目安を示すと同時に、機構としての意思を入札価格に反映させることを意図して行っているものである。 - 最低売却価格については、不動産鑑定評価の手法に基づき、機構のマーケティングにより把握した市場動向を反映させて決定している。 - 理事長が全ての譲渡施設を実地調査した上で、最低売却価格を決定している。	施設名	譲渡先	九州厚生年金会館	北九州市	広島厚生年金会館	広島市	さがみの	相模原市及び相模原市土地開発公社	東京厚生年金病院（敷地の一部）	東京都
施設名	譲渡先												
九州厚生年金会館	北九州市												
広島厚生年金会館	広島市												
さがみの	相模原市及び相模原市土地開発公社												
東京厚生年金病院（敷地の一部）	東京都												

評価シート（５）

中期目標	中期計画	平成２１年度計画	平成２１年度の業務の実績																	
（５）譲渡の対価の支払方法 施設の譲渡の対価の支払いは、即時支払（施設の引渡しの日）とすること。 ただし、施設の譲渡先が地方公共団体の場合は、譲渡の対価の支払方法の弾力化に配慮すること。 （６）老人ホーム入居者への配慮 老人ホームの譲渡又は廃止に当たっては、入居者の新たな生活の場を確保する等、十分な配慮を行うこと。 （７）委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 施設の買受者に対する雇用の依頼等、委託先公益法人等の従業員の雇用に十分な配慮を行うこと。 （８）地方公共団体との相談 施設の譲渡又は廃止に当たっては、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に相談を行うこと。	（５）譲渡の対価の支払方法 施設の譲渡の対価の支払いは、即時支払（施設の引渡しの日）とする。 ただし、施設の譲渡先が地方公共団体の場合は、譲渡の対価の支払方法の弾力化に配慮する。 （６）老人ホーム入居者への配慮 老人ホームを譲渡又は廃止する場合には、入居者の新たな生活の場を確保する等、十分な配慮を行う。 （７）委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 施設を譲渡する場合には、施設の買受者に対し、委託先公益法人等の従業員の雇用を依頼する。また、施設の譲渡又は廃止に当たっては、当該施設の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等に提供することにより、委託先公益法人等が行う従業員の求職活動の支援が適切に行われるよう配慮する。 （８）地方公共団体との相談 施設の譲渡又は廃止に当たっては、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に相談を行うとともに、その結果について、買受者を募る際に情報提供を行う。	（５）譲渡の対価の支払方法 施設の譲渡の対価の支払いは、施設の引渡しの日迄とする。 ただし、施設の譲渡先が地方公共団体の場合は、譲渡の対価の支払方法の弾力化に配慮する。 （６）老人ホーム入居者への配慮 老人ホームを譲渡又は廃止する場合には、入居者の新たな生活の場を確保する等、十分な配慮を行う。 （７）委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 施設を譲渡する場合には、施設の買受者に対し、委託先公益法人等の従業員の雇用を依頼する。また、施設の譲渡又は廃止に当たっては、当該施設の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等に提供することにより、委託先公益法人等が行う従業員の求職活動の支援が適切に行われるよう配慮する。 （８）地方公共団体との相談 施設の譲渡又は廃止に当たっては、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に相談を行うとともに、その結果について、買受者を募る際に情報提供を行う。	（５）譲渡の対価の支払方法 地方公共団体に譲渡した2施設（広島厚生年金会館・サンヒル柏原）については支払方法の弾力化を認めたが、それ以外の施設については、引渡日迄に譲渡価格全額の振込を確認した上で引渡しを行った。 （６）老人ホーム入居者への配慮 前掲（３）譲渡条件参照 （７）委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 平成21年度迄の事業と雇用の継続状況は下表の通り。 <table><tr><th>事業継続状況</th><th>施設数</th><th>比</th></tr><tr><td>譲渡時に事業を行っていた施設</td><td>256</td><td>100%</td></tr><tr><td>継続</td><td>189</td><td>74%</td></tr><tr><td>非継続＝一部受皿有</td><td>20</td><td>8%</td></tr><tr><td>非継続</td><td>47</td><td>18%</td></tr></table> <table><tr><th>廃止済</th><th>39</th></tr></table> 当機構としては、極力雇用が継続されるために事業継続を指向したマーケティングを行っており、平成21年度においては、譲渡時に事業を行っていた施設のうち69％（通期74％）の施設において事業が継続されている。事業継続となった施設については買受者、委託先公益法人を含めた三者協議を行い雇用への配慮を強く依頼している。その結果、平成21年度においては、譲渡時に従業員がいた施設で雇用に関する買受者との協議が終わった施設のうち一部採用も含め71％（通期73％）の施設において雇用が継続された。 平成21年度も、施設の譲渡に伴い、厚生労働省職業安定局への情報提供を行っている。 （８）地方公共団体との相談 - 現在の施設機能の存続を希望する地方公共団体に対し、事業継続となった場合の固定資産税の減免や補助金等の交付を要請した結果、地方公共団体が支援策を実施した施設はこれまでに53施設に上った。（前掲 第２ ２ 機構の業務内容に関する地方公共団体への説明を参照） - 施設敷地が地方公共団体からの借地の場合、事業を継続する施設買受者が引き続き借地が可能となるよう、条件の確認や優遇策の引き出し等の折衝を行った。地方公共団体の支援策や借地の条件等については、買受者を募る際に物件概要書にその内容を記し適切に情報提供を行った。 （９）社会保険浜松病院の譲渡 - 厚生労働大臣から譲渡の指示があった社会保険浜松病院については、現病院と移転用地の２物件があったことから、売却スキームの構築にあたり地元医療機関を中心にプレマーケティングを実施。その結果に基づき、現病院については落札者に対し管理を委託することとし、売却対象から除外した。 - また、移転用地の不動産調査を実施したところ移転用地が市街化調整区域の農地であり、民間事業者への所有権移転にあたっては、農地転用許可と病院建設の開発許可の同時取得が必要であることが判明。地元自治体と許可取得までのスケジュールを調整し、当機構存続期間内での許可取得・所有権移転の目処をつけるとともに、買受検討者へも必要な情報を開示した。	事業継続状況	施設数	比	譲渡時に事業を行っていた施設	256	100%	継続	189	74%	非継続＝一部受皿有	20	8%	非継続	47	18%	廃止済	39
事業継続状況	施設数	比																		
譲渡時に事業を行っていた施設	256	100%																		
継続	189	74%																		
非継続＝一部受皿有	20	8%																		
非継続	47	18%																		
廃止済	39																			

評価シート（５）

中期目標	中期計画	平成２１年度計画	平成２１年度の業務の実績
			- 譲渡条件の決定に際しては、静岡県・浜松市より意見を求め、当機構において原案を作成し、地元有識者で構成される譲渡検討委員会に諮問した。 - 以上の検討結果を踏まえ、昨年１０月に一般競争入札を実施したところ、地元の医療法人が落札した。落札者は、４月１日より現病院において健康管理センター業務を開始しており、再雇用を希望した職員３６名の内２７名が採用された。なお、現在落札者は地元自治体と協議しつつ開発許可等の取得手続を行っており、概ね当初想定したスケジュール通りに進行中。

評価の視点等	自己評価	S	評価
【評価項目 5 年金福祉施設等の譲渡又は廃止】	- 厳しい経済環境の中でも多様な買受需要の開拓を行った結果、平成 21 年度の売却額は 814 億円となり、売却原価に対し＋359 億円(179.2%)を確保し、出資価格に対しても△2 億円（99.8%）に留めた。 - その結果、当機構発足以来の売却額合計は 2,144 億円となり、全施設売却完了を待たずに出資価格総額 2,015 億円を+129 億円上回る売却額を確保するとともに、全物件の売却を完了する目処が立った。		(理由及び特記事項)
【数値目標】 ○年金福祉等施設の譲渡に当たっては、総額で売却原価比 100%以上の価格で譲渡する。	平成 21 年度の売却額は落札ベースで 814 億円であり、売却原価対比＋359 億円 (179.2%)である。その結果、当機構発足以来の売却額合計は 2,144 億円となり、全施設売却完了を待たずに出資価格総額を上回る売却額を確保した。		
【評価の視点】 ○年金福祉施設等の譲渡の見通しを年度計画で示し、各事業年度終了時に進捗状況を勘案して法人として業績を評価し、次事業年度以降の業務に反映したか。	実績：○ - 平成21年度の売却額は計画値を372億円上回り、売却原価対比では＋359億円、179.2%、出資価格対比では△2億円、99.8%の実績となった。なお、発足以来の売却額は2,144億円であり、売却原価対比＋1,023億円、191.2%、出資価格対比＋238億円、112.5%となり、全施設売却完了を待たずに出資価格総額を上回る売却額を確保した。 - 平成21年度末までに295施設を譲渡し、未売却物件は、平成22年1月追加出資の厚生年金サテール千葉を含め6施設、施設附属の宿舍等14物件となり、全物件の売却を完了する目処が立った。		
○年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ちつつ、多様な譲渡方法を通じ、施設譲渡の促進など事業の効率化、適正化が図れたか。	実績：○ 平成21年度も、引き続き地方公共団体の支援取り付け等による付加価値の向上に一段と注力するとともに、マーケティングを強化し、不動産市況の低迷の影響を最小限に留めた施設譲渡を実現している。		
○年金福祉施設等の譲渡により生じた収入は、当初予算と比較して適切であったか。（後掲）	実績：○ （施設譲渡収入と予算の比較は、「第 3 予算、収支計画及び資金計画」の自己評価の部分参照）		
○各事業年度における譲渡施設の選定は、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等を総合的に勘案した適切なものとなっていたか。	実績：○ 当機構最終年度に当たる平成22年度においては、未売却の6施設と施設附属の宿舍等14物件について、平成22年7月末までに入札を完了する予定。		

評価の視点等	自己評価	—	評価	
○譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で適切な時期に公告したか。公告時期の設定については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用への配慮が十分であったか。	実績：○ 譲渡する施設の施設名・入札日時等については、全て官報及び機構ホームページに開示している。 また、譲渡する施設については、公告日、入札日、営業停止日、引渡し日等のスケジュールを委託先公益法人と調整の上、円滑な営業引継ができるようなスケジュールを策定した。施設の営業停止から引渡しまで4週間程度の時間を確保し清算業務に支障を来たすことのないよう配慮を行うとともに、落札者決定から引き渡しまでの間に雇用に係る面談が行えるように契約後、早期に事業引継に関する買受者と委託先公益法人と協議の場を設けた。なお、特別会計の清算等に伴い、81億円の清算剰余金を確保している。		(理由及び特記事項)	
○施設の譲渡に当たり、一般競争入札で適切に行ったか。	実績：○ 平成21年度の施設の譲渡においては、地方公共団体に収用の意向がある3施設1物件について、法律に定められた手続きに則り、収用に応じている。 その他は全て一般競争入札により適切に行った。			
○入札において不落となった施設及び買受需要が低いなど売却が困難な施設について、売却のために具体的な方策を講じたか。	実績：○ 不落・不成立となった施設については、過年度分11施設をあわせ、21年度中に13施設が落札となった。残る不落・不成立施設については、平成22年7月末までに全件の入札を完了すべくマーケティング活動を強化しているところである。			
○一定期間施設の中心的な機能の維持が適当とされた施設について、適切な条件により譲渡を行ったか。	実績：○ 平成21年度においては、一定期間施設の中心的な機能の維持が適当とされた施設のうち健康管理センター1施設、老人ホーム4施設についてそれぞれ譲渡条件を付して入札を行った。 また、平成22年1月に出資された終身利用型老人ホーム（厚生年金サnteール千葉）については、落札者が入居契約上の地位を承継することにより、入居者の施設の終身利用権を担保することを主な譲渡条件として入札を実施する予定。 なお、平成20年度に譲渡条件を付して譲渡した施設について実査を行った。			
○譲渡条件を付して譲渡した施設又は譲渡しようとする施設について、当該譲渡条件及びこれを付す際の判断基準（一定期間の目途、中心的な機能の実質的内容、地域医療への貢献等、入居者への配慮等）は妥当であったか。	実績：○ ・ 譲渡条件を付して入札を実施した施設については、譲渡条件を理解した入札参加者により落札され円滑な事業継続が図られており、譲渡条件及びその判断基準は妥当なものであったと判断している。 ・ 譲渡条件を付して売却した施設については、年度ベースで履行状況調査を行っており、利用者等からのクレーム等もなく、譲渡条件は適正に遵守されている。			
○施設の譲渡に当たり、不動産鑑定評価の手法に基づく適正な譲渡価格を設定したか。	実績：○ ・ 平成19年度から引き続き最低売却価格の全件開示（病院を除く）を実施している。 ・ 最低売却価格については不動産鑑定評価の手法に基づき機構のマーケティングにより把握した市場動向を反映するとともに、理事長が実地調査した上で設定している。			
○施設の譲渡の対価の支払いは、原則として即時支払（施設の引渡しの日）であったか。	実績：○ 地方公共団体に譲渡した広島厚生年金会館及びサンヒル柏原については支払方法の弾力化を認めたが、それ以外の施設については、引渡実施日迄の決済残金振込により対価を受領した。			

評価の視点等	自己評価	—	評価	
○施設の譲渡の対価の支払いで、未収となっているものはないか。	実績：○ 支払方法の弾力化を認めた広島市及び柏原市を除き、施設譲渡の対価の支払いにおいて未収金はない。			(理由及び特記事項)
○老人ホームの譲渡又は廃止に当たり、入居者に対して、具体的な配慮がなされたか。	実績：○ ・ 機能維持期間を5年とし、引渡時の入居条件を1年間維持することを条件として譲渡を行った。 ・ 平成22年1月に出資された終身利用型老人ホーム（厚生年金サnteール千葉）については、落札者が、施設運営者である厚生年金事業振興団の入居契約上の地位を継承することにより、入居者の施設の終身利用権を担保することを主な譲渡条件としている。（詳細は評価シート（14）を参照）			
○施設の譲渡に当たり、施設の買受者に対し、委託先公益法人の従業員の雇用を依頼したか。	実績：○ 買受先の確保の段階において、事業継続を行うことを表明している買受検討者に対しては、事前に委託先公益法人等の従業員の再雇用を依頼した。 また、落札者が事業継続を予定している場合には、原則契約時から折衝を開始し、従業員の再雇用に向けた面接の機会等を設定することに注力し、施設再開に時間を要する場合を除き雇用の確保が概ね実現した。			
○施設の譲渡又は廃止に当たり、当該施設の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等に提供したか。	実績：○ 施設の廃止に伴って、厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等へ情報提供を行った。			
○上記の取組により、委託先公益法人等の従業員の雇用に適切な配慮がなされたか。	実績：○ 上記取組みにより、平成21年度においては、譲渡時に従業員がいた施設で雇用に関する買受者との協議が終わった施設のうち一部採用も含め71%（通期73%）の施設において雇用が継続された。			
○施設の譲渡又は廃止に当たり、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に適切に相談を行ったか。	実績：○ ・ 施設の譲渡に当たっては全ての地方公共団体に対し、意向確認を行うとともに支援策等を要請し、固定資産税減免等支援策実施の表明があった施設はこれまでに53施設に上った。 ・ 固定資産税減免等の支援策を得た53施設の内46施設については地方公共団体の意向に沿った用途となっている。			
○また、その結果について、買受者を募る際に適切に情報提供を行ったか。	実績：○ 上記の結果については、物件概要書に地方公共団体の支援等に係る情報を開示することにより買受希望者に情報提供を行った。			
○厚生労働大臣から指定された社会保険病院等の譲渡について、地域医療が損なわれることのないよう十分配慮して適切に譲渡を行ったか。	実績：○ 厚生労働大臣から譲渡の指示があった社会保険浜松病院については、プレマーケティング結果に基づき売却スキームを構築。移転用地が市街化調整区域の農地であり、民間事業者への所有権移転にあたっては、農地転用許可と病院建設の開発許可の同時取得が必要であることへも対処。また、譲渡条件の決定に際しては地元自治体より意見を求め、地元有識者で構成される譲渡検討委員会に諮問した。その結果、地元の医療法人が落札し、現在譲渡条件に基づき健康管理センターを運営中。雇用についても確保される等、地域医療が損なわれることのないよう十分配慮し適切に譲渡を行った。			

評価シート（6）

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
2 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全 （1）運営に当たっての基本方針 年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営に努めること。 また、必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるための方策を講じること。 社会保険病院等については、地域の医療体制を損なうことのないように配慮すること。 （2）施設の管理 ① 施設の管理については、適切な維持管理に努めること。 ② 施設整備については、緊急災害時の復旧等に必要なものについて、費用対効果や機構全体の財務を総合的に勘案し、必要最小限の措置を講じること。 ③ 施設機能の維持管理のためのその他の整備を行う場合については、委託先公益法人等の負担において行わせること。 （3）運営の停止等 経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止すること。 運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理に努めること。	2 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全 （1）運営に当たっての基本方針 年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営を行う。 また、必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるための方策を講じる。 社会保険病院等については、地域の医療体制を損なうことのないように配慮する。 （2）施設の管理 ① 施設の管理については、適切な維持管理に努める。 ② 緊急災害等による被害を受けた施設や被保険者等の安全な利用等に支障を生じるおそれのある施設の復旧等については、当該施設の経営状況、費用対効果及び機構全体の財務を総合的に勘案し、必要最小限の措置を講じる。 ③ 施設機能の維持管理のためのその他の整備を行う場合については、委託契約において定めることにより、委託先公益法人等の負担において行わせる。 （3）運営の停止等 経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止する。 運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理を行う。	4 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全 （1）運営に当たっての基本方針 年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営を行う。 また、必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるための方策を講じる。 社会保険病院等については、地域の医療体制を損なうことのないように配慮する。 （2）施設の管理 ① 施設の管理については、適切な維持管理に努める。 ② 緊急災害等による被害を受けた施設や被保険者等の安全な利用等に支障を生じるおそれのある施設の復旧等については、当該施設の経営状況、費用対効果及び機構全体の財務を総合的に勘案し、必要最小限の措置を講じる。 ③ 施設機能の維持管理のためのその他の整備を行う場合については、委託契約において定めることにより、委託先公益法人等の負担において行わせる。 （3）運営の停止等 経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止する。 運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理を行う。	4 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全 従来、公共施設の譲渡においては行われていない経営改善可能性情報、不動産支障の解決、劣化機能の改善、廃止施設の維持管理等、各種の対策を幅広く実施している。 （1）運営に当たっての基本方針 - 各施設より毎年度の実績報告を徴求し、それに基づき民間ベースの決算への引き直し及び経営改善後の期待キャッシュフローを策定している。それにより、事業価値の向上に向けた自助努力を促すとともにフォローを行っている。 - 不動産としての価値向上及び譲渡環境整備のため不動産関係の支障の解消を行っている。（前掲「第1 2 業務管理の充実」の項参照） - 社会保険病院等については、承認基準を策定の上、委託契約先負担による施設整備を実施した。また、委託契約先より提出された整備計画を分析したところ、財務状況等により一部の病院において必要な機能維持整備が実施されていないことが判明。平成14年度以降保険料財源による整備が行われておらず、地域の医療体制が損なわれる懸念があることから、アドバイザー意見も参考にした上で当機構負担による必要最小限の施設整備を実施することとした。 （2）施設の管理 - 施設機能の維持管理のための整備については、当機構の承認に基づき、委託契約先の負担において実施。 承認件数：30件（うち病院等分21件） 金額：91.3億円（うち病院等分90.8億円） - 当機構負担による施設の整備については、基本的に緊急災害等による被害、利用者の安全な利用等に支障を生じるおそれのあるものなど必要最小限の整備に限って実施。 整備件数：85件（うち病院等分11件） 金額：2.4億円（うち病院等分4百万円） - 国から出資を受けた物品については、廃棄や管理換につき、当機構の承認を経る取扱いとし、施設備付の物品管理簿と機構の物品リスト及び現物との突合確認を行うことにより、そのチェックを行う体制としている。 廃棄件数：888件（うち病院等分688件） 管理換件数：76件（うち53件を病院等へ共用） - 上記①の委託契約先負担による整備内容を分析したところ、財務状況等により一部の病院において必要な機能維持整備が実施されていないことが判明したことから、上記②に加え、財務内容と建物の老朽度に基づき16病院を選定し、アドバイザー意見も参考にした上で、当機構負担による必要最小限の施設整備を実施することとし、現在工事を実施中。（工事経費として平成22年度予算に40億円を計上） （3）運営の停止等 経営を継続することが不適切と認められる施設については、平成21年度譲渡計画に織り込み、順次、運営を停止（運営委託契約の解除）した。なお、入札が不調に終わり事業が停止された施設については次回の入札までの間、施設の資産価値の保全あるいは施設の劣化防止を目的として、民間事業者に管理を委託した。 管理委託施設： 国民年金健康保養センター阿多多羅 ペアーレ札幌

評価の視点等	自己評価	S	評価
【評価項目 6 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全】	従来、公共施設の譲渡においては行われていない経営改善可能性情報の提供、不動産支障の解決、劣化機能の改善、廃止施設の維持管理等、各種の対策を幅広く実施した。		(理由及び特記事項)
【数値目標】			
【評価の視点】 ○年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営を行ったか。 必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるため、具体的な方策を講じたか。	実績：○ ・ 各施設から徴求した年度実績の報告を基に民間ベースの決算への引き直し及び経営改善後の期待キャッシュフローを策定し、事業価値向上に向け施設に自助努力を促すとともにフォローを行っている。 ・ 必要に応じ施設の支障を解消し資産価値の向上に努めた。		
○施設の管理について、適切な維持管理を行ったか。	実績：○ 業務の実績に記載のとおり、緊急対応を行うとともに自主整備を適切に行わせた。		
○経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止したか。	実績：○ 経営を継続することが不適切と認められる施設については、平成21年度譲渡計画に織り込み、順次、運営を停止（運営委託契約の解除）した。		
○運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理を行ったか。	実績：○ 入札が不調に終わり事業が停止された施設については次回の入札までの間、施設の資産価値の保全あるいは施設の劣化防止を目的として選定した民間事業者に管理を委託した。		
○社会保険病院等の整備について費用対効果や機構全体の財務を総合的に勘案し、地域の医療体制を損なうことのないよう必要最小限の措置を講じたか。	実績：○ 委託契約先負担による整備内容を分析したところ、財務状況等により必要な機能維持整備が実施されていないことが判明したことから、財務内容と建物の老朽度に基づき 16 病院を選定し、アドバイザーの意見も参考にした上で当機構負担による必要最小限の整備を実施することとし、現在工事を実施中。		

評価シート（7）

評価の視点等		自己評価	S	評価	
【評価項目 7 買受需要の把握及び開拓】		低迷する経済環境悪化の中、全ての施設について個別に譲渡する方針とし、地元を含め幅広い買受希望者の発掘に努め、高い成約率を維持している。		(理由及び特記事項)	
【数値目標】					
【評価の視点】 ○譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行ったか。		実績：○ ・ 全ての施設について個別に譲渡する方針とし、幅広い買受希望者の発掘に努めた。 ・ 地元自治体との連携を密にし、現況の建物を利用するエンドユーザーの開発に一層努めたこと、また、想定以上に売却が困難な施設が出てきたことから、単に購入者を開拓するのみならず民営化後の施設運営者も同時に開拓し買受者に紹介する等の取組みを行い、マーケティング活動に注力した結果、成約率は前年度比2%改善し90%を確保した。 ・ 平成 20 年度に引き続き、雇用・公共性等の観点から慎重な対応が求められるホール付大型厚生年金会館について、地元自治体等と譲渡に向けた具体的な協議を実施し、それぞれの厚生年金会館が地域において果たしてきた役割を踏まえ、大きな混乱等なく円滑に譲渡を終えた。			
○買受需要と併せ、個別の施設事業の経営改善及び複数施設による連携のとれた事業展開等による資産価値の評価について適切に情報収集を行ったか。		実績：○ 施設毎に経営改善計画を策定し、事業価値の引上げに努力するとともに、その状況についてマーケティング資料により情報提供を行っており、その内容について買受希望者から高い評価を得ている。			

評価シート（８）

中期目標	中期計画	平成 2 1 年度計画	平成 2 1 年度の業務の実績																																																															
4 情報の提供 （１）機構の運営状況に関する情報提供 機構の事業実績、財務状況等の運営状況に関する情報を積極的に提供すること。 （２）譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供 円滑かつ効率的な年金福祉施設等の譲渡に資するため、譲渡する施設に関する情報、入札手続に関する情報及び入札結果に係る情報を積極的に提供すること。 （３）年金福祉施設等の運営に関する情報提供 施設に係る収支状況、利用状況等に関する情報を積極的に提供すること。	4 情報の提供 （１）機構の運営状況に関する情報提供 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 1 3 年法律第 1 4 0 号）第 2 2 条の規定により、機構の運営状況等に関し、概ね次の情報をホームページ等に掲載する。 ① 組織に関する情報 ② 事業報告書等の業務に関する情報 ③ 貸借対照表、損益計算書等の財務に関する情報 ④ 組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報 （２）譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供 ① 譲渡を予定する施設等に関する所在地、地目、面積、用途地域等の情報をホームページ等を活用し、広く国民に周知する。 ② 入札に係る公告は官報掲載を行うとともに、併せてホームページ等を活用し、周知を図る。 ③ 入札結果に係る情報の公開については、公開基準を設け、買受者の合意が得られたものをホームページ等に掲載する。 （３）年金福祉施設等の運営に関する情報提供 施設に係る収支状況、利用状況等をホームページ等により広く国民に周知する。	6 情報の提供 （１）機構の運営状況に関する情報提供 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 1 3 年法律第 1 4 0 号）第 2 2 条の規定により、機構の運営状況等に関する次の情報をホームページ等に掲載する。 ① 機構の目的、業務の概要及び国の施策との関係 ② 機構の組織概要 ③ 機構の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準並びに職員に対する給与及び退職手当の支給の基準 ④ 機構の中期目標、中期計画及び平成20年度年度計画 ⑤ 機構の契約方法に関する定め （２）譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供 ① 譲渡を予定する施設等に関する所在地、地目、面積、用途地域等の情報をホームページ等を活用し、広く国民に周知する。 ② 入札に係る公告は官報掲載を行うとともに、併せてホームページ等を活用し、周知を図る。 ③ 入札結果に係る情報の公開については、機構が定めた公開基準に則り、買受者の合意が得られたものをホームページ等に掲載する。 （３）年金福祉施設等の運営に関する情報提供 施設に係る収支状況、利用状況等をホームページ等により広く国民に周知する。	6 情報の提供 機構としては、開示可能な情報は可能な限り開示し、透明性確保に努めている。 平成 18 年度より継続して最低売却価格を開示し、法人落札者名について所有権移転登記後は全件開示することとしているほか、平成 21 年度においては、ホームページの改定を行い、利用者の利便性を向上させた。 （１）機構の運営状況に関する情報提供 ホームページに、以下の情報を掲載し継続的に情報提供を行った。 ① 機構の目的、業務の概要及び国の施策との関係 ② 機構の組織概要 ③ 機構の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準並びに職員に対する給与及び退職手当の支給の基準 ④ 機構の中期目標、中期計画及び平成 2 0 年度年度計画 ⑤ 機構の契約方法に関する定め ⑥ 毎月の契約締結状況 ⑦ 四半期ごとの公益法人への支出、広報経費、委託調査費、タクシー代の支出 平成21年4月に「平成20年度実績及び平成21年度計画の概要等について」の記者発表を行うとともに、内容をホームページに掲載した。 （２）譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供 ① 宿舍の売却を本格化したことに伴い、入札に係る公告を本体施設と分別して掲載し、より見やすいホームページとなるよう改定した。 ② 入札に係る公告は官報に掲載するとともにホームページにも入札情報を掲載するほか、地方紙連合会への情報提供等も実施し、より周知を図ることとしている。不落・不成立物件については、必要に応じ新聞広告等も実施した。 ③ 入札結果に係る情報の公開については、従来より機構が定めた公開基準に則り、買受者の合意が得られたものはホームページに掲載している。また、平成19年12月以降に入札公告を実施した分からは、所有権移転登記完了確認後に法人買受者名の全件開示を実施している。 （３）施設に係る収支状況、利用状況等については年次データ更新の上引続きホームページにて情報公開を実施している。 機構ホームページへのアクセス状況は下記のとおりであり、適切な情報開示を行っている。 <table><tr><th>期</th><th>自</th><th>至</th><th>月数</th><th>訪問者</th><th>ページ</th><th>ヒット数</th></tr><tr><td>18/上</td><td>18/6/1</td><td>18/9/30</td><td>4</td><td>21,634</td><td>230,401</td><td>901,228</td></tr><tr><td>18/下</td><td>18/10/1</td><td>19/3/31</td><td>6</td><td>28,842</td><td>298,657</td><td>1,215,911</td></tr><tr><td>19/上</td><td>19/4/1</td><td>19/9/30</td><td>6</td><td>38,960</td><td>377,283</td><td>1,482,301</td></tr><tr><td>19/下</td><td>19/10/1</td><td>20/3/31</td><td>6</td><td>37,065</td><td>384,660</td><td>1,500,645</td></tr><tr><td>20/上</td><td>20/4/1</td><td>20/9/30</td><td>6</td><td>42,158</td><td>398,933</td><td>1,724,214</td></tr><tr><td>20/下</td><td>20/10/1</td><td>21/3/31</td><td>6</td><td>38,814</td><td>286,851</td><td>1,617,283</td></tr><tr><td>21/上</td><td>21/4/1</td><td>21/9/30</td><td>6</td><td>41,329</td><td>249,270</td><td>1,670,521</td></tr><tr><td>21/下</td><td>21/10/1</td><td>22/3/31</td><td>6</td><td>44,825</td><td>216,308</td><td>1,319,229</td></tr></table> ※ 全ての計数は、月平均 訪問者：訪問者数（同一ユーザーが 30 分以内に再訪問しても、同一カウント） ページ：閲覧ページ数 ヒット数：一つのページに複数のファイルが含まれているとき、（例えば画像やjavascript等）、それらをそれぞれ別カウント	期	自	至	月数	訪問者	ページ	ヒット数	18/上	18/6/1	18/9/30	4	21,634	230,401	901,228	18/下	18/10/1	19/3/31	6	28,842	298,657	1,215,911	19/上	19/4/1	19/9/30	6	38,960	377,283	1,482,301	19/下	19/10/1	20/3/31	6	37,065	384,660	1,500,645	20/上	20/4/1	20/9/30	6	42,158	398,933	1,724,214	20/下	20/10/1	21/3/31	6	38,814	286,851	1,617,283	21/上	21/4/1	21/9/30	6	41,329	249,270	1,670,521	21/下	21/10/1	22/3/31	6	44,825	216,308	1,319,229
期	自	至	月数	訪問者	ページ	ヒット数																																																												
18/上	18/6/1	18/9/30	4	21,634	230,401	901,228																																																												
18/下	18/10/1	19/3/31	6	28,842	298,657	1,215,911																																																												
19/上	19/4/1	19/9/30	6	38,960	377,283	1,482,301																																																												
19/下	19/10/1	20/3/31	6	37,065	384,660	1,500,645																																																												
20/上	20/4/1	20/9/30	6	42,158	398,933	1,724,214																																																												
20/下	20/10/1	21/3/31	6	38,814	286,851	1,617,283																																																												
21/上	21/4/1	21/9/30	6	41,329	249,270	1,670,521																																																												
21/下	21/10/1	22/3/31	6	44,825	216,308	1,319,229																																																												

評価の視点等	自己評価	A	評価
【評価項目 8 情報の提供】	機構としては、開示可能な情報は可能な限り開示し、透明性確保に努めている。平成 18 年度より継続して最低売却価格を開示し、法人落札者名について所有権移転登記後は全件開示することとしているほか、平成 21 年度においては、ホームページの改定を行い、利用者の利便性を向上させた。		(理由及び特記事項)
【数値目標】			
○譲渡の対象となる年金福祉施設等及びその運営に関する次の情報について、ホームページの活用その他の複数の手段により、積極的かつ適切に情報提供を行ったか。 ① 譲渡を予定する施設等に関する所在地、地目、面積、用途地域等の情報 ② 入札に係る公告 ③ 公開基準に基づく入札結果に係る情報 ④ 施設に係る収支状況、利用状況等の情報	実績：○ ・ 利用者の利便性向上のためホームページの改定を実施した。 ・ 入札に係る情報を官報、ホームページに掲出するほか、地方紙連合会への情報提供や新聞広告を実施した。 ・ 平成 18 年度より継続して最低売却価格を開示し、法人落札者名について所有権移転登記後は開示することとするなど情報開示を進めた。		

評価シート（9）

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
第4 財務内容の改善に関する事項 本目標第2で定めた事項については、経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。	第3 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり 第4 短期借入金の限度額 1 限度額 2,944百万円 2 想定される理由 機構設立当初の運営経費等への対応 第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 機構の主たる事務所が置かれる土地及び建物についても譲渡することとする。 第6 剰余金の使途 運営経費又は国庫納付金	第3 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり 第4 短期借入金の限度額 1 限度額 2,944百万円 2 想定される理由 機構の運営経費等への対応 第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 該当なし 第6 剰余金の使途 運営経費又は国庫納付金	第3 予算、収支計画及び資金計画 平成21年度の予算、収支計画及び資金計画に対しての予算執行等の実績は、財務諸表及び決算報告書のとおりである。 第4 短期借入金の限度額 平成21年度は短期借入を行っていない。 第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 該当なし。 第6 剰余金の使途 平成21年度における剰余金（収入－支出）の使途は、来年度の運営経費及び国庫納付金である。

評価の視点等		自己評価	S	評価	
【評価項目 9 予算、収支計画及び資金計画 短期借入金の限度額】		施設譲渡により生じた収入が、予算 442 億円に対して実績 514 億円で予算対比＋72 億円と大幅に上回ったこと、及び経費節減を図ったことにより総利益は 263 億円と予算を 588 億円上回った。		(理由及び特記事項)	
【数値目標】					
【評価の視点】 ○経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うことができたか。		実績：○ 決算報告における収益の部は予算比＋193 億円の 559 億円、費用の部は予算比△486 億円の 295 億円となった。その結果、総利益は 263 億円となり、予算比＋588 億円となった。			
○年金福祉施設等の譲渡により生じた収入は、当初予算と比較して適切であったか。		実績：○ 施設譲渡により生じた収入は、予算 442 億円に対して実績 514 億円で予算対比＋72 億円である。			
○上記のほか、予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。		実績：○ 予算、収支計画及び資金計画の各費目に関する差異の主な発生理由は、決算報告書記載のとおり把握しており、特段問題はない。			

評価の視点等	自己評価	—	評価	—
○短期借入金について、借入理由や借入額等の状況は適切であったか。 ○借入金の償還は、適切に行ったか。	実績：○ 平成 21 年度において短期借入金は生じていない。		(理由及び特記事項)	
○剰余金の使途は適切に処理されたか。	実績：○ 剰余金の使途については、翌年度の機構の運営経費として留保するとともに、法令に基づき所定の額を国庫納付金として納付することとして適切に処理された。			

評価シート（１０）

中期目標	中期計画	平成２１年度計画	平成２１年度の業務の実績
第５ その他業務運営に関する重要事項 １ 人事に関する計画 （１）方針 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施すること。 （２）人員に関する指標 常勤職員について、その職務能力を向上させるとともに、中期目標期間中に全体として効率化を図りつつ、常勤職員数の抑制を図ること。	第７ その他主務省令で定める業務運営に関する事項 １ 人事に関する計画 （１）方針 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施する。 （２）人員に関する指標 常勤職員について、その職務能力を向上させるとともに、中期目標期間中に全体として効率化を図りつつ、常勤職員数の抑制を図る。 （期末の常勤職員数は期初を上回らない） ２ 施設及び設備に関する計画 該当なし	第７ その他主務省令で定める業務運営に関する事項 １ 人事に関する計画 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施する。 ２ 施設及び設備に関する計画 該当なし	第７ その他主務省令で定める業務運営に関する事項 譲渡専門職の処遇に成果主義を徹底。 １．人事に関する計画 （１）職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を行い、譲渡専門職員については、民間に準じ成果主義に基づく実績評価を、一般職員については、実績評価と能力評価による評価を行った。 （２）社会保険病院等の出資に伴い複雑かつ増加する施設資産の管理・保全業務の体制充実を図るとともに、施設譲渡関連業務の進捗を踏まえ、機構内の業務体制を見直し、より効率的な体制の確立に努め大幅な人員削減を図った。 ２．施設及び設備に関する計画 該当なし

評価の視点等	自己評価	A	評価
【評価項目 10 人事に関する計画】	譲渡専門職員の処遇に成果主義を徹底している。		(理由及び特記事項)
【数値目標】	【数値目標】		
【評価の視点】 ○勤務成績を考慮した人事評価を実施したか。	実績：○ 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を行い、譲渡専門職員については、民間に準じ成果主義に基づく実績評価を、一般職員については、実績評価と能力評価による評価を行った。		
○常勤職員について、その職務能力を向上させるとともに、中期目標期間中に全体として効率化を図りつつ、常勤職員数の抑制を図ることができたか。	実績：○ 社会保険病院等の出資に伴い複雑かつ増加する施設資産の管理・保全業務の体制充実を図るとともに、施設譲渡関連業務の進捗を踏まえ、機構内の業務体制を見直し、より効率的な体制の確立に努め大幅な人員削減を図った。		
○国家公務員の再就職のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成 21 年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。 (委員長通知別添一⑤)	実績：○ 該当なし (別添資料項目 3 の 2 の④参照)		
○独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。 (委員長通知別添一⑥)	実績：○ 該当なし (別添資料項目 3 の 2 の⑤参照)		

評価シート（１１）

中期目標	中期計画	平成 2 1 年度計画	平成 2 1 年度の業務の実績										
2 国庫納付金の納付に関する事項 国庫納付金の納付については、決算終了後、速やかに納付すること。	3 その他中期目標を達成するために必要な事項 (1)国庫納付金については、譲渡収入から厚生労働大臣が定める額を控除して、なお残余がある場合に行うこととされており、決算時に額の確定を行い、決算終了後できるだけ速やかに納付する。	3 国庫納付金に関する事項 国庫納付金については、決算時に額の確定を行い、来年度において、決算終了後できるだけ速やかに納付する。	3 国庫納付金に関する事項 平成20年度に係る国庫納付金については、予算436億円に対し486億円の納付とし、決算終了後速やかに国庫への納付を完了した。（平成21年9月24日納付） 平成21年度に係る国庫納付金については、22年度収入（5月末まで）の状況を踏まえ、次のとおり国庫納付額を確定し(22年度予算比376億円(73%)増)、決算終了後速やかに納付することとしている。 (百万円) <table><tr><th>勘 定</th><th>平成21年度に係る 国庫納付金額</th></tr><tr><td>厚生年金勘定</td><td>68, 690</td></tr><tr><td>国民年金勘定</td><td>14, 590</td></tr><tr><td>健康保険勘定</td><td>5, 898</td></tr><tr><td>合 計</td><td>89, 178</td></tr></table>	勘 定	平成21年度に係る 国庫納付金額	厚生年金勘定	68, 690	国民年金勘定	14, 590	健康保険勘定	5, 898	合 計	89, 178
勘 定	平成21年度に係る 国庫納付金額												
厚生年金勘定	68, 690												
国民年金勘定	14, 590												
健康保険勘定	5, 898												
合 計	89, 178												

評価の視点等	自己評価	A	評価
【評価項目 1 1 国庫納付金に関する事項】	国庫納付金については、予算比＋50 億円の 486 億円の納付を確定し、決算結了後速やかに納付した。		(理由及び特記事項)
【数値目標】 ○予算額比 100%以上の国庫納付金を納付する。	平成 20 年度に係る国庫納付金については、予算額（436 億円）比 111%の 486 億円を納付した。		
【評価の視点】 ○国庫納付金については、適切に額の確定を行ったか。また、決算結了後できるだけ速やかに納付することができたか。	実績：○ ・ 平成20年度に係る国庫納付金については、決算結了後速やかに国庫への納付を完了した。（平成21年9月24日納付） ・ 平成21年度に係る国庫納付金については、法令に基づき適切に額の確定を行い、決算結了後速やかに納付することとしている。なお、国庫納付金の算定にあたっては22年度収入（5月末まで）の状況を踏まえ、22年度予算比376億円（73%）の増とした。		

評価シート（１２）

中期目標	中期計画	平成２１年度計画	平成２１年度の業務の実績
３ 外部の有識者からなる機関に関する事項 各施設の具体的な譲渡方法については、機構において設置する外部の有識者からなる機関の意見を聴いて定めること。	（２）各施設の具体的な譲渡方法については、外部の有識者からなる機関を設置し、その意見を聴いて定める。	４ 譲渡業務諮問委員会に関する事項 各施設の具体的な譲渡方法については、外部の有識者からなる譲渡業務諮問委員会に諮り、その意見を聴いて定める。	４．譲渡業務諮問委員会に関する事項 当委員会には当機構において提起された諸問題を都度諮問しており、活発な議論が行われている。 - 譲渡業務諮問委員会を設置し、売却結果を評価するため四半期に１回の開催を原則とし、譲渡方針等を諮問している。平成21年度は、21年6・10、22年2月の計3回開催した。 - 委員会においては、下記事項等について審議し、活発な議論が行われた。諮問委員会の概要については、都度ホームページにて開示している。 【主な審議事項】 - 平成21年度の譲渡実績と年度計画の達成状況について - 収用に応じる場合の補償額決定プロセスの妥当性について - 社会保険病院等の譲渡スキームについて - 社会保険浜松病院の入札状況について - 機構の負担による社会保険病院及び厚生年金病院の施設整備について 等

評価の視点等	自己評価	A	評価
【評価項目 1 2 外部の有識者からなる機関に関する事項】	外部有識者を委員とした諮問委員会では活発な議論が行われ、その意見は適宜機構の業務に反映しており、同機関は有効に機能している。		(理由及び特記事項)
【数値目標】			
【評価の視点】 ○各施設の具体的な譲渡方法について、外部の有識者からなる機関を設置し、その意見を聴いたか。	実績：○ 平成 20 年度に引き続き学識経験者等の外部有識者を委員とする譲渡業務諮問委員会を設置し、21 年 6・10 月、22 年 2 月の計 3 回開催した。		
○外部の有識者からなる機関は、有効に機能したか。	実績：○ 譲渡業務諮問委員会には、譲渡業務のみならず、社会保険病院等の運営又は管理に関することについても諮問を行い、活発な議論が行われ、極めて有効に機能している。また、これらの議論の中で提出された意見については、適宜機構の運営に反映させている。		

評価シート（１３）

中期目標	中期計画	平成２１年度計画	平成２１年度の業務の実績
４ 機構の保有する個人情報の保護に関する事項 機構は、保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理に努めること。	（３）保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理に努める。	５ 保有する個人情報の保護に関する事項 保有する個人情報の保護に関する規程に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理に努める。	５．保有する個人情報の保護に関する事項 個人情報保護に関し、対処すべき問題は現状起きていない。 ・ 保有する個人情報の保護に適切に対応するため、平成19年度に法務文書課を設置し、適切な管理に努めている。 ・ 新規採用職員に対し、保有する個人情報の保護に関する規程等の職員研修を行うとともに、当該規程に基づき、より一層の保有個人情報の適切な管理を行った。また、個人情報担当責任者等が、総務省の研修会に参加する等、知識の向上に努めた。

評価の視点等	自己評価	A	評価
【評価項目 1 3 機構の保有する個人情報の保護に関する事項】	保有する個人情報の保護に適切に対応するため、法務文書課を設置し適切な管理を行っている。個人情報保護に関し、対処すべき問題は現状起きていない。		(理由及び特記事項)
【数値目標】	【数値目標】		
【評価の視点】 ○保有する個人情報の保護に関する規程に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理を行うことができたか。	実績：○ ・ 保有する個人情報の保護に適切に対応するため、平成19年度に法務文書課を設置し、適切な管理に努めている。 ・ 新規採用職員に対し、保有する個人情報の保護に関する規程等の職員研修を行うとともに、当該規程に基づき、より一層の保有個人情報の適切な管理を行った。また、個人情報担当責任者等が、総務省の研修会に参加する等、知識の向上に努めた。		

評価シート（１４）

中期目標	中期計画	平成２１年度計画	平成２１年度の業務の実績
５ 終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、厚生労働省及び社会保険庁において、設置時の趣旨及び終身利用という事情を踏まえ、適切な結論を得ることとしており、その結論を踏まえ、対応すること。	（４）終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、厚生労働省及び社会保険庁における検討結果を踏まえ、対応する。	６ 終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、厚生労働省及び社会保険庁における検討結果を踏まえ、対応する。	- 出資時点の入居者が将来にわたって生活を行うことに配慮するため、企画競争にてアドバイザーを選定し、不動産調査及び事業調査を実施し、不動産調査結果に基づき不動産支障解消を委託先である厚生年金事業振興団に指示済み。 - 入居者の終身利用権を保護するため、以下の譲渡条件を付して譲渡を行うこととし、入居者への説明会を開催。 ① 入居者が現在の委託先と締結している入居契約上の地位を買受者が承継すること。 ② 管理費等の水準を１年間維持すること。 ③ 未償却の入居一時金を、入居者への返還義務を付して継承すること。 - 入札参加資格については、介護付き有料老人ホーム等を現在運営している法人に限定した。 - 現在、入札公告中であり、７月 22 日に入札実施予定。

評価の視点等	自己評価	S	評価
【評価項目 1 4 終身利用型老人ホームの譲渡に関する事項】			(理由及び特記事項)
【数値目標】	【数値目標】		
【評価の視点】 ○終身利用型老人ホームの出資時点の入居者が将来に渡って生活を行うことに配慮して適切に譲渡を行ったか。	実績：○ ・ 出資時点の入居者が将来にわたって生活を行うことに配慮するため、企画競争にてアドバイザーを選定し、不動産調査及び事業調査を実施。 ・ 入居者の終身利用権を保護することを目的に、入居者が現在の委託先と締結している入居契約上の地位を買受者に承継させること等を譲渡条件とし、現在入札公告中。		